

仲裁及び和解あっせん専門家委員細則

○仲裁及び和解あっせん専門家委員細則

(制定 平成8年2月22日)

改正 平成12年6月9日

改正 平成15年3月26日

改正 平成16年5月13日

改正 平成17年3月23日

改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正

(目的)

第1条 この細則は、第二東京弁護士会仲裁センター(以下「仲裁センター」という。)が行う仲裁手続及び和解あっせん手続において、各種分野の専門的知識に基づき仲裁人及びあっせん人(以下「仲裁人等」という。)に助言する者(以下「専門家委員」という。)に関して必要な事項を定める。

(専門家委員の選任)

第2条 仲裁センター運営委員会は、専門家委員の助言を必要と認める事件について、仲裁人等の意見を聴いて、各種分野の専門的知識を有すると認められる者の中から、専門家委員を選任することができる。

(専門家委員の職務)

第3条 専門家委員は、次の職務を行う。

- (1) 専門知識に基づき仲裁人等に助言すること。
 - (2) 前号の助言を行うため、仲裁手続期日及び和解あっせん手続期日(以下「期日」という。)に立ち会い、又は仲裁人等の指示する事項を調査すること。
 - (3) 必要に応じて仲裁人等の承諾を得て、調査のための期日(以下「調査期日」という。)を開きこれを主宰すること。
 - (4) その他必要に応じて、仲裁人等に対し意見を具申すること。
- 2 専門家委員は、独立して期日を主宰することができない。
- 3 調査期日に関しては、仲裁手続及び和解あっせん手続細則の期日に関する規定を準用する。

(専門家委員に対する報酬)

第4条 仲裁センターが専門家委員に支払う報酬は次のとおりとする。ただし、謝礼金については、期日外及び調査期日外の調査に要した時間、仲裁判断書又は和解契約書に解決額として示される経済的利益の額、事案の難易、労力等を考慮し、仲裁センター運営委員会の議を経て、金50万円の範囲内でこれを増額できる。

- (1) 立ち会った期日及び調査期日ごとに金1万円
- (2) 和解が成立し、又は仲裁判断をしたときは謝礼金として金10万円
- (3) 前号以外の場合で、かつ、鑑定意見書(簡易鑑定書も含む。)を提出したときは、金10万円の範囲内で鑑定手数料を支払うこととし、その額は仲裁センター運営委員会が決定する。

(日当補償)

第5条 予定された期日に当事者が出頭しないため、期日が開催されず、かつ、当該予定日に専門家委員が会館内に待機したときは、仲裁センターは、専門家委員に対し、金5,000円を補償する。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。

(平成8年3月11日 公示)

仲裁及び和解あっせん専門家委員細則

附 則(改正 平成12年6月9日)

題名及び第1条ないし第4条の改正規定は、公示の日から施行する。

(平成12年6月26日 公示)

附 則(改正 平成15年3月26日)

題名及び第1条から第5条までの改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(平成15年4月18日 日本弁護士連合会承認)

(平成15年4月18日 公示)

附 則(改正 平成16年5月13日)

第3条第3項の改正規定は、日本弁護士連合会の承認があった日から施行する。

(平成16年6月18日 日本弁護士連合会承認)

(平成16年6月25日 公示)

附 則(改正 平成17年3月23日)

題名及び第1条の改正規定は、日本弁護士連合会の承認を得て、公示の日から施行する。

(平成17年5月6日 日本弁護士連合会承認)

(平成17年5月6日 公示)

附 則(改正 平成19年3月12日 会則第5号改正に伴う改正)

この改正規定は、公示の日から施行する。

(平成19年4月2日 公示)